

「共謀罪」法の廃止 安倍自・公政権の退陣を求めます

「組織犯罪処罰法改正案」、いわゆる「共謀罪」法案を、6月15日、自由民主党、公明党、日本維新の会などが、参議院法務委員会での採決を省略し、参議院本会議で「中間報告」をおこなうという異例の禁忌的手法（国会法第56条の3）を用いて、強引に成立させました。個人の内心まで監視の対象とし、処罰しようとする「共謀罪」の設置に、国民の多数が反対するなか、十分な審議もせず強行採決したことに断固抗議いたします。

「共謀罪」法は、国会審議を経て、その問題点や危険性がいっそうあらわになりました。政府は、一般市民は捜査や処罰の対象にならないと繰り返しましたが、処罰対象の「組織的犯罪集団」の定義はあいまいで、限定されておらず、さらに犯罪集団とのかかわり合いがある「周辺者」や、組織的犯罪集団に性質を「一変」させた団体も処罰の対象としており、一般市民および市民団体や労働組合や政党が対象とならない歯止めはかかっていません。「組織的犯罪集団」や「周辺者」であるかどうか、「性質が一変」したのかどうかを決めるのは捜査（警察・検察）機関で、拡大解釈や恣意的な運用がおこなわれる恐れがあります。

実際の犯罪行為がなくても、2人以上が犯罪を相談・計画し、準備したと捜査機関が判断すれば逮捕・処罰できる「共謀罪」法は、計画段階の犯罪の成否を見極めるために、捜査機関が、日常的な会話や電話、メールやSNSなど、ありとあらゆるものを監視し、盗聴する必要があり、第二次世界大戦中さながらの監視社会を招きます。

277にも上る対象犯罪の妥当性も十分な審議がおこなわれず、政府が立法の理由としてきたテロ対策とは無関係なものが広く含まれており、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度な制限、弾圧につながる可能性があります。

どのように安倍自民党・公明党政権が理屈をつけようとも、「共謀罪」法は、人権を侵害する憲法違反の法律です。内心を監視・処罰の対象とすることは、行為を処罰することを前提条件とする憲法の「人身の自由権」（第33条以下）の保障の土台を破壊するだけでなく、憲法の「思想・良心の自由」（第19条）、「信教の自由」（第20条）、「学問の自由」（第23条）に違反します。また、国民や団体を監視の対象とすることは、憲法の「集会・結社・表現の自由」（第21条）に違反します。

監視社会を招き、国民や市民団体、労働組合、政党のあらゆる活動を弾圧し、人権を侵害する「共謀罪」法は、廃止しかありません。速やかな廃止を求めるとともに、民主主義を蹂躪し、立憲主義を破壊する安倍自民党・公明党政権に、退陣を求めます。

2017年6月22日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝